

一九六一年六月十二日(第二回目)

一開議及び散会時刻(自午前十時三十分至午後三時五十一分)

二出席議員は次の通りである

議席番	名	議席番	名	議席番	名
一	一番 仲村春正	九	一番 米須清祐	大	一番 畠山伸太郎
四	" 佐喜眞慎祐	一〇	" 仲木正重	一七	" 安次富盛信
五	" 中山勝豊	一一	" 中里幸助	八	" 雨嶺藍三
六	" 安里良朝	一二	" 松本利宣	九	" 寒里敏行
七	" 崎間健一郎	一三	"		
八	" 知花正大	一四	" 山本朝徳		
一五	" 天久藍雄				

三欠席議員は次の通りである

一一番 知花正大 清

四市町村自治法第六十二条の規定により會議事項説明書より

出席した者は次の通りである

村長 仲村春勝 助役 吳屋眞徳 収役 仲村春松

経済課長 萩澤山安一 政政課長 當山全喜

建設課長 桑江誠徳 水道課長 黒田善俊

五本会議の書記は次の通りである

書記官 松川正義 書記 藤屋教 仔 佐云義

六議事進行は次の通りである

日程第一議案第三回水道資本供給契約を結ぶことにつづく

日程第二議案第三回土木費起算点につづく

日程第三議案第三回基本財産基金積立金一般会計への繰入につづく

日程第四議案第三回一大年度直轄地村費歳出予算追加更正につづく

日程第五議事第一大早一宜野灣村報酬及び費用手帳額並びに 支給方法を定める条例の一部を改むる条例
日程第六議事第一午後一宜野灣村職員年俸賃金に関する条例の一部を 改むる条例に付りて
日程第七議事第一八時一宜野灣村職員年俸賃金に関する条例の一部を 改むる条例に付りて
日程第八議事第一九時一宜野灣村職員の定数条例の一部を改むる 条例に付りて
日程第九議事第二十時一宜野灣村部課設置条例の一部を改むる条例 に付りて
日程第一〇議事第二二時一土地購入に付りて
日程第一一陳情第一早一宇宜野灣水道工事へ、補助金交付陳情に付りて
日程第一二陳情第一早一村婦人会へ、補助金交付陳情に付りて
日程第一三陳情第一早一村婦人会へ、補助金交付陳情に付りて
日程第一四陳情第一早一村青年会へ、補助金交付陳情に付りて
日程第一五陳情第一早一村本部協同会へ、補助金交付陳情に付りて
日程第一六子議事第二四時一村公設市場の設置に付りて
日程第一七陳情第二四時一普天間都市計画地内、村道のアスフルト舗 装陳情に付りて
日程第十八陳情第三早一五早練並びに三十日、海岸の歩道設置 方陳情に付りて
七會議の顛末
議長出席三名でヨリヨリ議會に就きテノウル（只今 ナリ開会致一三・四〇）
(午前十時三十分)

議長	日程第一六月十日の午会議において継続審議とありました議事 案第一二十一水道資材供給契約を結ぶことにつきて議題と 致しました。
本多木の貢献を求めるます。	前ヒーでは入札にすべきでありますと思ふが、單価の面で 説明願ります。
水道収入	入札に対するグラ前であります。今度の場合、政府の補助金 の返却で、追加工事と一緒に要ります。
三社に見積りをさせたが最高値が福山商事でありましたので 五十日の納期で福山商事と仮契約をいたしました。	福山商事が五十六万二千九百二十円、三井社が五十七万七千ドル とあります。
一二番	急ぎますので五十日間の納期で仮契約をいたしました。 ありますが、これは仮契約期間でありますから、又議決をもつて あります。
水道長	大一年度の事とて仮契約をしてから六十日間であります。
三番	仮契約も締結すると同時に開催の議会を招集して提案下さい ば問題はあるが、若し議決を得るに出てふる場合、國の 前の議会に提案出来ふるに理由は、
村長	前回の議会で追加更ふとして、同時に資材等の見積りは出来 あかつたので、今日にふってある。
七番	資材費は新城野高、内地域であります。
水道長	三地域に分けてある。
議長	四番議員が出席を報告致しました。

議長	暫休憩致ります(午前十一時十分)
再開致します(午前十一時二十分)	
七番	質疑討論打切りの動議を提出致しました
大番	質成と呼ぶよりなり
議長	只今質疑討論打切りの動議が提出され可定、賛成者 よりヨリ下動議は成立致っておりますが、左様 取扱ひよろしく
全員	異議なしと呼ぶ
議長	御異議がござらず質疑討論を打切りに致しました
"	では議案第一二口十と表決に付しました
全員	原案不適り可決決定することに御異議なしと承りましたが 異議ありと呼ぶ
議長	御異議があり下全会一致で以て議案第一二口十水 道資本供給契約を結ぶことに付して原案通り可決を 定めしらず
"	日程第三(六月十日)の卒会議において継続にあつた議案第一 二五十一を議題と致します
一九番	貸延す願ひます
一九番	借入につきは借入先の定める条件によると云ふ条件だとと思う フツて説明願ります
村長	銀行ヒトは払當を設定すると思ふ
一九番	払當物件は全財産が一部財産であるが、大ビニセ 払當に入れて二万ドル掛かりましたが被討されどうが 夫さ決めてあります

一九番	三万弔借入りの場合 貢産があければ 借入は 不可能だ と思ふが 村当局とてはどう位の 手當 物件を 入れようか を考へてはありと古かニと 考へ	
村長	具体的な面で は言ひ合つて 暫休憩致ります (午前十一時二十七分)	
議長	再開致ります (午前十一時四十分)	
一七番	起債金利子 日歩 0.0 = ペーセント以内と おつてがるが 年 額ゼの位にあらう。 又 賃貸賛資源に ついて 今向一般会 議から賃貸源に 当たると おつてがるが、 どう位あつて が説 明して もらひたり	
村長	獨立会計には すねば 通常公債からも 借入は 出来まが 別に特別会計を持つ場合 人頭も増ねば 出来まが 又 必要があれば 人頭を 指して やる べきで と 田んぼ 利子は 年額 (三・一九・ドル) で あります	
一七番	償還金計に ついて 使用地 では 返済は 不足するとの事 と であるが どう位の 財源で どう位 神戸大出来るか 市場の場合 大月向の 使用地 を 買取る おります 可能だと 田んぼ ガリコです	
八番	本年四二二事業資金の起債で ありまが 事業 は 獨立採算を取らせるうえシ前であるが 事業計画 より 利益は どう位に 審議長	市場の 使用地 は 条例を 設定せずれば 出来まが 何を うけじたこと 打ち切らせるが 大体の 買賣と しては 一弔一千三十円一ヶ月 がります

議長

暫休憩致しました（午前十二時五十分）

再開致しました（午前十一時五十八分）

一五番

市場使用料一弔にかゝり一日八山油あらふしが、どうれあ

れば市場を設置しないで土地を貸して方が良しと思ふが

そう上大検討された二点があつた。

村長

弔で償すと云ふことは不妥でありますので条例を

一〇番

建設費につき（当初は一千〇千圓を定めたと思ふが

経済長

当初予想より下り、年見積もありましたが、現在

設計をさせていたる桜木等の廻りで下り、弔では不

可能

であるとのことであります。

三番

借入に於て琉球銀行を指定してはどうかなどと考

別に南洋公社もあつた。

村長

南洋公社にも許可したが、特別会計で事業費没収金にてしか

貸付は出来ないとのことであります。

貢総打切りの支拂うるが、

異議ありと申がります。

議長

御異議があり、貸付を打切ることに致しました。

六番

市長は議會より我々が常に要望を来て問題の

条件であり、獨立採算性をもつて税外收入を得ると

さう考ふのであるが、遂に一般会計から不足分を振り

向けると云ふことはどうかと思ふが、内容にあります。

賛成致ます。尚今何種外收入を得る事業をどり、一ふげん
は出来、ふりと思ひます。且ほ入賞運営等にほんの機
討してやつてやらなければ、討論を打切りでないと思ふが、
議長 外に御意見があれば、討論を打切りでないと思ふが、
要議事しと申べまうアリ
御要議がおひく下へ討論を打切りといため一月十日
議事録第二十五号を以て決に付しヨリ
原委本通り可決ミ定ミニとにて御要議ありヨサヘケ
全員 甲斐議ふしと申べ
議長 御要議があり下へ全会一致で以て議事録第二十五号
付属文書を起すニシテ以て原委本通り可決ミ定致し
前本題第一項。(十一時十分)
再開致します(午後一時四十分)
一大委議員の出席を報告
日程第三議事録第二十七号 基本財産基金積立金の
一般会計へ繰入に付した議題と致一
本委本題は六月十四日、本会議にかけて継続審議とおつてお
ましたので、本年本の十月議題と取り扱ひます
基本財産を従来させぬのが之と則りですが、今度三万
余ドル繰入ると、又会計年度が終る内に繰入する
三月が出来ますが、

村長 大体のバランスは確めており、これだけは、一度、意見を提出してある

今度、率を提出してある

五番 会計年度が終らるゝ内にこれだけの未雨余金があるなどどうか云々あつて思ふ。又繰入出未だどうか。

うかは云々あ」と思ふ、又織入出来ま

説書ノ本題致しヨリ（午後二時）

伊勢守（午加二時）

日程第4議案第二大ロ一九六一年度
歳出追加更正予算を上程致ます

叢出追加更正三ノ算一と上記

提參者、說而外、求而內

提案者を説明されぬ。

ナウで復讐の場所を失へば、

すうで復讐の場面あるまし

議案第十六号に附従事議と致します

議事大半口統審議と致ります。

日程第一議案第一大リナ宣行津村報並びに其費用の償の
額並びにその支給方法と定め3条例を一部を改むナラ3条

額並びにその支給方法を定める条例の一部

本來は大日本一回議に於て解散未申議はあって

本來は大日十日ウ本一會議に於いて社説案未認議にて

議題
休憩放一回（午後11時45分）

萬代縣立第一中學校
（千代二郎八分）

宣野湾村役所

卷之三

議長 おしと呼ぶからヨリ

御用議がふり下す。貢賦討論を有致す。

では本年木と並び決に付し。

原木道ノ可決ノ定ナシニシテ御用議タリヨセハク

御用議不しと呼ぶ(主見)

議長 御用議がふり下全念一致で議案第一大半一宣讀

大報酬タバ費用弁償額並びにメカヌ支給方迄ト止スル

例ノ一部を改ムナシテ条例につけて原木道ノ可決

決定致一ヨリ

議長 須木根致一ヨリ(午後三時十分)

再開致一ヨリ(午後三時十二分)

不否貿ヘ附議したヒ因シテ検討モ

議案第一七四一議案第一八ヨリ議案第一九ヨリ議案第

二〇九一ト總務委員會に付託しリと因ムナシ

御用議不しと呼ぶ

御用議がふり下議案第一セヨー議案第一ハヨ

議案第一九ノ十議案第一ヨリト總務委員會に付託

ナシニトに決定致一ヨリ

議案第一二〇一陳情第一大半 陳情第一

七半ナシ付奉事員會に附託しリと因ムナシ

御用議不しと呼ぶ

御用議がふり下議案第一ヨリト總務委員會に付託

六四一陳情第一ヨリト總務委員會に付託

決定致一ヨリ

議案第一四一陳情第一ヨリ 陳情第一ヨリ

議案第一三四一陳情第一ヨリ 陳情第一ヨリ

議案第一三三一陳情第一ヨリ 陳情第一ヨリ

議案第一三二一陳情第一ヨリ 陳情第一ヨリ

議案第一三一一陳情第一ヨリ 陳情第一ヨリ

を経工委員会に付託したことと思ふ

共議ふしと呼ぶ

議長 御異議がないので議案第三四一陳情第一平陳情第三四二
陳情第三四三一を終工委員会に付託することに決定なります

書記として訓讀せしもの

田井ノ議院ふしと呼ぶ

御用議院が本りて陳情書

前休憩竊一月半(午後三時二十分)

雨開け
まくす(午後三時五十分)

卷之三

散会(午後三時五十分)

議長御用議がおりて議事第二回半 陳情第三半 陳情第三四半
陳情第四半と経工委員会に付託すことに決定致ります
日程第一回半 陳情第一半ハリと上程致一ます
書記を一て朗読せしめます
车陳情委事件の処理方につき お詫び致一ます
車両と財政委員会に付託し審議させりと因ふ
開議ふれと呼ぶ
御用議がおりて陳情第一半と 財政委員会に付託
すことに決定致一ます
暫休憩約一時半(午後三時二十分)
再開約一時半(午後三時五十分)
午後四時半終了致一約一時半 明日は
午後一時半再開約一時半
散会(午後三時五十分)